3　機関の活動（第七章）

(一)　この協定の目的を達成するため、機関が政策活動及び事業活動を実施すること等について規定している。（第二四条及び第二五条関係）

(二)　機関の委員会として、林産業に関する委員会、経済、統計及び市場に関する委員会、造林及び森林経営に関する委員会並びに財政及び運営に関する委員会を設置することを規定している。（第二六条関係）

4　統計、研究及び情報（第八章）

(一)　機関は、関連する政府間機関等と協力して、熱帯木材の生産及び貿易等に関する最新の信頼し得る資料及び情報並びに木材生産林の経営等についての関連情報を収集し、取りまとめ、分析し、及び公表すること、加盟国は、木材貿易等に関する統計及び情報等を、自国の国内法に抵触しない範囲で可能な最大限度まで提供すること、理事会は、国際木材市場の動向及び問題並びに木材生産林の持続可能な経営の達成に向けての進捗状況について関連する研究が行われるよう措置をとること等について規定している。（第二七条関係）

(二)　理事会は、その活動等に関する年次報告を公表するとともに、国際的な木材の状況等を検討し、及び評価すること等について規定している。（第二八条関係）

5　雑則（第九章）

(一)　理事会は、例外的な事情若しくは緊急の事態又は不可抗力のため必要な場合には、加盟国の義務を免除することができること等について規定している。（第三〇条関係）

(二)　加盟国は、いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争を理事会に提起することができること、理事会は、当該苦情及び紛争に係る決定を行うこと等について規定している。（第三一条関係）

(三)　理事会は、この協定の効力発生の後五年を経過した時にこの協定の実施状況について評価を行うことができること等について規定している。（第三三条関係）

6　最終規定（第一〇章）

(一)　この協定の寄託者、署名開放期間、批准、加入等の締結手続及び暫定的適用について規定している。（第三五条から第三八条関係）

(二)　この協定は、所要の条件が満たされた場合には、平成二〇年（二〇〇八年）二月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずること等について規定している。（第三九条関係）

(三)　この協定は、効力発生の後一〇年間効力を有するが、理事会が、この協定の有効期間を延長し、この協定について再交渉し、又はこの協定を終了させることを決定する場合はこの限りでないこと等について規定している。（第四四条関係）

(四)　留保は、この協定のいかなる規定についても付することができないことについて規定している。（第四五条関係）

(五)　この協定は、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定とすることについて規定している。（第四六条関係）

政　令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十二号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）別表第一の改正規定中在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館に関する部分の施行期日は、平成二十四年一月一日とする。

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

内閣総理大臣　野田　佳彦

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百一号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。